

令和6年度第1回川崎市環境審議会 会議録

- 1 開催日時 令和6年5月15日（水）午前9時30分から午前11時18分まで
- 2 開催場所 川崎市役所本庁舎復元棟3階301会議室及びZoomによるテレビ会議

3 出席者氏名

（1）委員（50音順、敬称略）

飯田 晶子、池田 俊介、石山 一可、神長 唯、濃沼 健夫、佐土原 聡、
篠倉 美紀、関口 和彦、寺園 淳、徳野 千鶴子、中島 伸、馬場 健司、
藤倉 まなみ、藤野 純一、水庭 千鶴子、宮脇 健太郎、森川 友生男、
森脇 厚一郎、吉村 千洋、與本 剛三、若松 伸司、鷺北 栄治、
渡辺 敏彦（23名）

（2）事務局

・環境局関係

菅谷環境局長、日向総務部長、神山脱炭素戦略推進室長、間島脱炭素戦略
推進室担当部長、藤田環境対策部長、水口生活環境部長、山本廃棄物政策
担当部長、石原施設部長、藤田企画課長、喜多地域環境共創課長、千室環
境対策推進課長、山田廃棄物政策担当課長、木下廃棄物指導課長

・建設緑政局関係

櫻井総務部長、中村みどりの管理課長

4 議題

- （1）今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について（諮問）及び大気や水などの環境保全部会の設置について
- （2）川崎市一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方について（諮問）及び資源循環部会の設置について
- （3）その他

5 配布資料

次第

資料 1 川崎市環境審議会について

資料 2－1 今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について（諮問）

資料 2－2－（1）今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について

資料 2－2－（2）川崎市の大気・水環境の現状について

資料 2－3 大気や水などの環境保全部会の設置及び諮問の取扱い等について（案）

資料 3－1 川崎市一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方について（諮問）

資料 3－2 川崎市一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方について

資料 3－3 資源循環部会の設置及び諮問の取扱い等について（案）

参考資料 1 川崎市環境審議会委員名簿

参考資料 2 市側出席者名簿

参考資料 3 川崎市環境基本条例・施行規則

参考資料 4 川崎市環境審議会の概要

参考資料 5 令和 6 年度の川崎市の組織（環境審議会関係）

6 公開又は非公開の別 公開

7 傍聴人の数 0 人

8 発言の内容 次のとおり

－開会－

○事務局（環境局総務部長）

（審議会の成立、傍聴者の確認、議事の紹介、委嘱状の取扱い等に関する説明）

○事務局（企画課長）

（資料等の確認）

○事務局（環境局長、環境局総務部長）

（委嘱状の交付）

○環境局長挨拶

皆様、改めまして、おはようございます。環境局長の菅谷でございます。日頃から皆様におかれましては、川崎市の環境行政、また市政全般につきまして御理解と御協力をいただきまして誠にありがとうございます。また、今回、審議会の委員を快く引き受けていただきましたこと、ありがたく思っております。よろしくお願いいたします。

川崎市は、実は今年100周年という歴史的な節目の年を迎えております。このような中で、4月には新たなごみ焼却場が稼働し始めました。高効率発電ができるごみ焼却場でございます、そこで生み出した電気を、昨年度、市のほうで株式会社を立ち上げまして、川崎未来エナジー株式会社というところですが、その会社を通じて市内の小学校に供給するというか、使ってもらうような形で、今、201の公共施設で既に使っている、このような循環を今年度始めたところでございます。

また、そのような中で、エネルギーの地産地消とか再生可能エネルギーの普及拡大も力を入れてやっていこう、脱炭素化に向けた取組についてもしっかりと加速化させていこうというような年度となっているところでございます。

また、今年100周年ということで、記念事業のほうもいろいろとございます。一番象徴的な事業で言いますと、全国都市緑化かわさきフェアを100周年の象徴的な事業として開催する予定でございます。あとは市内各地でいろんな取組が行われる予定となっております。

そのような取組を行いながら、多様で多彩なアクションを生み出していこう、次の新しい100年の川崎市をつくっていこう、つなげていこう、今、市役所全体がそのような形で取組を進めているところでございます。

本日は、先ほど議事の紹介がありましたけれども、2件の諮問、1件目のほうは、令和

4年になるのですが、この審議会から答申をいただきまして、大気・水環境計画というのをつくらせていただきました。そこで掲げている事業者の自主的な取組をさらに進めていくというところで、今回、「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について」を議題の1番で諮問させていただくということ。あとは、議題の2番のほうですけれども、こちらは令和7年度、令和8年3月までの期間となっている計画がございますので、その部分につきまして、「川崎市一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方について」という形で諮問させていただくところでございます。

皆さんの豊富な経験と知見から、貴重な御意見を、本日だけではなくて年間を通じていただければと思っておりますし、厳しい御指摘もあると思っておりますので、そこら辺も遠慮なく言っていただければと思っております。本日は、どうかよろしくお願いいたします。

○事務局（環境局総務部長）

また、本市の出席者でございますけれども、参考資料2といたしまして出席者名簿がございますので、こちらを御確認いただければと存じます。

また、本日、建設緑政局長につきましては、大変申し訳ございませんが、業務の関係で遅れて参加させていただきますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、ここで、今期から新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、環境審議会について、簡単ではございますが、御説明をさせていただきます。

○事務局（企画課長）

それでは、資料1をお開き願います。「川崎市環境審議会について」でございます。

まず、根拠条例といたしましては、市の環境基本条例でございます。

目的と所掌事務でございますけれども、環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するほか、環境の保全に関する重要事項について専門的に調査審議をしていただくものになっております。

所掌事務につきましては、市長の諮問に応じまして、次に掲げる事項を調査審議することということで、アとイがございまして、(ア)から(エ)と、その他として、環境の保全に関し市長が必要と認めた事項についてということになってございます。

続きまして、部会でございます。審議会は、規則で定めるところにより、部会を置くこ

とができるということになっておりまして、今、全委員に出席いただいておりますけれども、内容に応じて部会のほうに審議を具体的にお願いするような形になっております。

ページを移っていただきまして、諮問案件の審議の主な流れでございます。上段の川崎市から案件について環境審議会のほうに諮問をさせていただきます。環境審議会のほうで内容、取扱いを御検討いただきまして、各部会のほうに付議いただく。そこでさらに御検討を深化いただいた上で、環境審議会のほうに答申案の御報告をお願いいたします。最終的には審議会のほうで答申案を確定いただきまして、市のほうに御答申いただく形になります。川崎市のほうでは、その答申を受けまして、各種施策に反映してまいりたいと考えているところでございます。

雑駁でございますが、審議会の御説明は以上でございます。

○事務局（総務部長）

それでは、次に正副会長の選出をお願いしたいと存じます。

正副会長の選出につきましては、川崎市環境基本条例施行規則第13条の規定により、委員の互選により定めることとしております。御発言をお願いいたします。

○與本委員

市民委員の與本と申しますが、立候補というのはしてもよろしいのでしょうか。

○事務局（環境局総務部長）

はい。

○與本委員

それでは、私、立候補いたします。

○若松委員

若松と申します。経験豊かな佐土原先生がよろしいかと思います。御推薦申し上げます。

○事務局（環境局総務部長）

ありがとうございます。そのほか御推薦等がございましたらお願いいたします。

それでは、若松委員のほうから、佐土原委員を御推薦する理由を少し補足いただければと思います。

○若松委員

これまでもこの審議会の会長をお務めになられまして、今この節目の時期に、その御経験を生かしていただいて審議会を運営されていただければ川崎市としても非常によろしいかなと思いますので、御推薦申し上げます。

○事務局（環境局総務部長） ありがとうございます。

それでは、お二人の候補者がいらっしゃいますので、これから皆様の挙手によって会長を決めさせてもらえればと思います。

○藤野委員

藤野ですけれども、御発言させていただいてよろしいですか。途中ですみません。

○事務局（環境局総務部長）

御発言をお願いいたします。

○藤野委員

佐土原委員のことはよく存じ上げているのですが、與本様のことをあまり存じ上げていないので、手を挙げにくいなと思ひまして、できましたら、立候補もされていますが、與本様からも一言、今までどういことをされてきて、なぜ立候補されたかを言っていたいたほうが、手を挙げるための材料に――材料と言ったら言葉が失礼なのですが、すみません、よろしくお願いします。

○事務局（環境局総務部長）

それでは、與本委員のほうからお願いいたします。

○與本委員

藤野委員、大変御配慮いただきまして、ありがとうございます。まず、お礼申し上げます。

私、與本剛三といいまして、今、65歳です。仕事は、自宅、宮前区で一級建築士事務所をしております。約30年間、地域で主に水と緑のまちづくり活動をずっとしてまいりました。子どもの頃は幸区に住んでいて、今、宮前区に住んでいますけれども、南北の川崎市の特性ですとか、そういう事情というのはある程度把握しているつもりです。

それから、何で立候補したかということなのですが、審議会に関しては、仕事に近いもので、以前、都市デザイン審議会というのを1期務めさせていただいたことがあります。それから、地域でずっとまちづくり活動をしてまいりまして、いろいろ思うところもありまして、何とか自分が川崎市の環境の向上に寄与したい、そういう思いでこの審議会に公募して、市民代表として選出をしていただきましたので、専門的な知識はないかもしれませんが、市民の視点から、皆様方の知見をお借りしながら、少しでも川崎市の環境をよくしたい、そういう思いで立候補いたしました。

以上です。

○藤野委員

ありがとうございました。

○事務局（環境局総務部長）

ありがとうございました。ほかに御発言等がございましたらお願いいたします。

○寺園委員

委員の寺園です。手順を確認したいのですが、今、会長の互選をするということですが、次第に会長及び副会長の選出となっていますが、これは順番的に、会長が終わってから副会長、副会長についてはまた立候補を求めてということになるのでしょうか。

○事務局（企画課長）

まず会長を決めさせていただいて、会長の御意向にもよるのですが、1つは、また立候補者を募る方法もございます。あともう一つは、ペアになって審議会を運営してい

くことが大変重要でございますので、会長から副会長を指名していただいて、皆様の御承認をいただいた上で決定する、そのいずれかの方法かなと事務局としては考えているところでございます。

以上でございます。

○寺園委員

ありがとうございます。では、まずは会長ということで理解しました。

このまま挙手に移っていいのでしょうかね。ちょっと意見を申し上げますと、普通は事前に決まっていることも割と多いかと思えますけれども、あまり形式にとらわれずに、立候補された方の御意思も尊重する必要があると思います。個人的な意見ですけれども、御意思と御経験というのは、全部理解するにはこの時間では足りないかなということと、この審議会のテーマの幅が広いので、そういう意味では、私個人の意見としては、やはり佐土原委員の御経験というのは大きいかなとは思うのですけれども、でも、せっかく立候補された御意思も尊重したいということで、会長・副会長をうまく選べればとは思っております。すみません。

○事務局（環境局総務部長）

ありがとうございました。ほかに御発言がありましたらお願いいたします。

○宮脇委員

私も、今お話を伺っていると、こういう開かれた会議のはずですので、わざわざ公募をして市民の方々に御参画いただいているという意義も非常にありますので、先ほど寺園委員もおっしゃっていたように、それぞれ別個にという方向があるのであれば、我々としてはすごく手を挙げやすいというところはあるかなと思います。環境審議会是非常に広いです。ごみの話から水の話から地下水その他、緑、生態系、そういうところで幅広い経験がある方に会長をやっていただくのが非常にいいのではないかとこのところがあるのですけれども、サポート役として副会長に入っていただく方が、経験が非常に深く、佐土原委員と同等の能力、経験をお持ちの方がやるかというところは、必ずしもそれは決め難いところがあるのではないかと考えている次第なので、まず会長についての挙手ということであれば挙げられるかなと思うのですが、副会長は会長が選任で決められますよ、指名されま

すよという話であれば、なかなかこの場で決めにくいところがあるので、この点、方向だけは先に決めていただいて挙手させていただくと大変ありがたいかなと思っております。

○事務局（企画課長）

それでは、事務局からの御提案としてですけれども、まず会長は決める。一旦決めさせていただいて、それを決める前に、副会長についても、先ほど事務局のほうからは立候補または会長の指名がありますということで御案内させていただきましたが、皆様の総意の中で、まずは立候補という選択を確認するということを決めて、それを受けて、この後、決議いただく会長に御差配をお願いするという形ではいかがでしょうか。そういったことを御提案させていただきます。

○藤野委員

異議ありません。

○事務局（環境局総務部長）

それでは、お二方おりますので、まずは会長を選ばせていただきまして、副会長に…。

○與本委員

皆様の御意見を伺って、私、会長に立候補したのですが、会長の立候補を取り下げて、副会長の立候補をさせていただきたいと思います。與本です。よろしくお願いします。

○事務局（環境局総務部長）

それでは、まず会長につきましては、佐土原委員の推薦が1人ということになりますので、会長には佐土原委員に就任していただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○事務局（環境局総務部長）

ありがとうございます。佐土原委員につきましては、会長の席に御移動をお願いいたします。

続きまして、副会長につきましては、今、與本委員が立候補されている状況でございます。

す。ほかに立候補もしくは推薦等がありましたらお願いいたします。

立候補及び推薦等がございませんでしたので、與本委員に副会長に就任していただくということでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○事務局（環境局総務部長）

それでは、與本委員につきましては、副会長の席に御移動をお願いいたします。

それでは、佐土原会長と與本副会長におかれましては、就任の御挨拶をお願いいたします。

○佐土原会長

佐土原でございます。ただいま選出いただきましたので、微力でございますけれども、会長を務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

近年、環境に関わるいろいろな課題、カーボンニュートラル、あるいは気候変動、そしてネイチャーポジティブ、様々な課題がますます重要になっているという状況がございます。こういう中で、先ほど局長からも御紹介がありましたように、市制100周年ということで、川崎市は環境に関わる豊富な経験、そして様々な技術も持っておられます。こういった川崎の特色を生かして、日本を先導していく形で持続可能な社会を築いていくということに、皆様の御協力をいただきながら、微力ながら推進してまいりたい、貢献してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○與本副会長

市民公募で委員として選出していただきました與本と申します。私は、取り柄としたら市民の視点、あるいは地域のことをある程度よく分かっている、川崎のこれまで歩んできたいろんなことが多少分かっているぐらいしかありません。ですから、本当に専門的な先生方の知見とかお知恵をいろいろお借りしながら、川崎市の環境を少しでもよくしていきたい、そういった思いで就任させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（環境局総務部長）

ありがとうございました。それでは、ここからの議事は会長にお願いしたいと存じま

す。佐土原会長、よろしくお願いいたします。

○佐土原会長

改めまして、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

初めに、諮問があるようでございますので、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（環境局総務部長）

今回の諮問案件は、「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について」と「川崎市一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方について」でございます。諮問書は、本来ならば市長から会長へお渡しするべきところではございますけれども、この後の説明の際に画面にて共有することとさせていただきます。なお、委員の皆様には、事前に諮問書の（案）を送付させていただいておりますが、内容は変更ございませんので、そちらを御覧いただければと存じます。

○佐土原会長

ただいま諮問を受けました。

それでは、まず「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について及び大気や水などの環境保全部会の設置について」、審議に入りたいと思います。

初めに、事務局から諮問について説明を受けたいと思います。事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局（環境対策推進課長）

私は、環境局環境対策部環境対策推進課長の千室でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、諮問案件について御説明いたします。

お手元の資料２－１、諮問書を御覧ください。諮問事項は、「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について」でございます。

初めに、諮問の趣旨を読み上げさせていただきます。本市では、これまで規制を中心と

した公害対策により、多くの項目で環境基準を達成するなど、大気や水などの環境は大幅に改善してきました。

平成12年度に施行された「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」には、「環境配慮書制度」や「環境負荷低減行動計画制度」などを規定して、事業者の自主的取組の促進を図ってまいりました。

令和4年3月には、更なる環境負荷低減に取り組むため、法律や条例に基づくこれまでの取組に加え、「事業者の自主的な取組の促進」や「多様な主体との協働・連携など」、新しい取組の柱を盛り込んだ「川崎市大気・水環境計画」を策定したところです。

今後の事業者の自主的取組の促進につきましては、本市の現状や他分野の条例との関係性、社会情勢の変化等に合わせるとともに、事業者からの制度に対する御意見も踏まえ、更に事業者へ自主的取組を促していく制度について検討していくため、「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方」について、貴審議会の専門的かつ幅広い見地に立った御意見を伺うものです。

それでは、今回の諮問の内容につきまして御説明いたしますので、資料2-2-(1)「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について」を御覧ください。

まず、第1章、事業者による自主的取組についてでございます。

3ページを御覧ください。1. 事業者による自主的取組の重要性でございますが、本市の地域環境につきましては、これまでの取組により大気・水環境は大幅に改善されております。このデータにつきましては、資料2-2-(2)にまとめてございますので、後ほど御参照ください。しかしながら、一部の項目で環境基準が非達成であり、また、右側にアンケート結果を載せてございますが、環境に関する市民実感も十分とは言えない状況でございます。行政では、法規制により対応しておりますが、法規制は公平で強制力がありますが、一方で柔軟性がなく画一的な対応になる面がありますので、より良好な環境を次の世代に引き継いでいくためには、法規制と併せ、事業者に環境配慮の自主的取組を求めることが重要であると考えております。

4ページを御覧ください。こちらに事業者による自主的取組事例としまして、本市における化学物質に関する取組をまとめておりますが、事業者による自主的な化学物質の適正管理の推進等により、市内における化学物質の環境への排出量は大幅に削減されております。

次に、第2章、現行条例・計画の概要と課題について御説明させていただきます。

6ページを御覧ください。1. これまでの川崎市の取組についてでございますが、昭和47年に川崎市公害防止条例を制定し、平成3年には川崎市環境基本条例を制定しました。平成12年には現行の条例であります川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例を制定し、事業者の自主的な取組に関しましては、環境配慮に係る具体的な取組の促進と支援及び指導・助言のできる環境配慮書制度、事業者自らが環境負荷の低減に取り組む環境負荷低減行動計画制度、自主的な環境管理能力のある事業所を評価・支援する環境行動事業所制度といった施策の中心となる制度を位置づけたところでございます。また、令和4年には川崎市大気・水環境計画を策定し、事業者の自主的な取組の促進を新たな施策の柱として位置づけ、令和12年までの具体的な取組を位置づけたところでございます。

7ページに取組一覧をまとめてございますので、後ほど御覧ください。

次に、8ページを御覧ください。川崎市大気・水環境計画を策定する際には、環境審議会の答申の中で、環境と経済を総合的に捉えた取組の一つとして、事業者の自主的な取組の促進を図ることが必要、さらなる環境負荷の低減を図るためには、事業者の協力が必要といった自主的な取組の重要性について言及されていることから、事業者の自主的な取組をさらに促進するために、施策の中心的な役割を担っている条例の各種制度の見直しを図ってまいりたいと考えております。

9ページを御覧ください。現行の市条例上の制度について御説明いたします。現在は規模の大きな事業所を対象とした制度設計になっております。まず、環境配慮書制度でございますが、従業員50人以上の事業所を対象に、指定施設を設置または変更する際に提出する許可申請と併せまして、事業者が取り組む環境配慮についても提出いただいております。記入式になっており、環境配慮項目は最大で51項目ございます。令和5年度末時点で306事業所が対象となっております。

次に、環境負荷低減行動計画制度でございますが、環境配慮書の提出対象事業所が、自ら環境への負荷低減に向けた中長期の行動計画を作成する制度でございまして、計画期間は5年間、計画目標を作成し、5年後に実績を報告することとなっており、こちらは選択・採点方式で、環境配慮項目は最大で293項目ございます。一定規模以上の事業所は市へ提出する義務がありまして、令和5年度末時点で52事業所が対象となっております。

10ページを御覧ください。環境行動事業所制度でございますが、こちらは事業所の環境管理・監視の体制を確立し、その取組を自ら公表している事業所を環境行動事業所として

認定・公表する制度でございまして、事業所の取組を支援する取組でございます。認定要件がISO14001の取得になっているため、結果として比較的規模の大きな事業所を対象とした制度設計になっております。

認定を受けた事業所は、市ホームページでの公表のほか、変更許可申請や届出の一部が免除されます。また、先ほど御説明しました環境配慮書や環境負荷低減行動計画書の提出も免除されます。環境負荷低減行動計画書の提出義務がある事業所は52事業所と先ほど御説明しておりますが、そのうち18事業所は環境行動事業所の認定を受けて提出が免除されております。

11ページを御覧ください。こちらに事業者へ制度に対する課題について聞いたアンケート結果を取りまとめてございます。環境配慮書制度に対する課題でございますが、配慮書作成に係る作業量や重複感に課題があるといった御意見が多く挙げられております。

12ページを御覧ください。環境負荷低減行動計画書制度についても、計画書作成に係る作業量・煩雑さに課題が集中しております。

13ページを御覧ください。環境行動事業所制度につきましては、認定申請の意向についてお聞きしておりますが、認定要件でありますISO14001を既に取得していると回答された事業所のうち、約6割の事業所が、それでも環境行動事業所に申請するつもりはないと回答されています。

その回答の理由でございますが、次の14ページを御覧ください。②「ISO14001を既に取得しているが、申請するつもりはない」と選択した理由としまして、認定取得によるメリットが少ないと考えている事業所が多いことが分かりました。また、⑤「ISO14001を取得する予定がない」を選択した事業所の理由としましては、自主的なEMSが機能しているからと回答された事業所もいる一方で、人材不足や費用対効果から取得をやめたと回答された事業所もありました。

15ページを御覧ください。市条例上の制度の課題についてまとめております。環境配慮書制度や環境負荷低減行動計画書制度については、市へ提出する書類に記載する環境配慮項目が多い。その記載する項目が多くなっている理由としましては、環境配慮項目が他の条例の取組と重複しているといったことが原因として挙げられております。

また、環境行動事業所制度については、認定数が指定事業所の約1%とまだ少ないため、今後増やしていくためにも、認定要件の見直しや、認定を受けることへの価値の増加を検討する必要があると考えております。

次に、第3章、諮問内容と論点について御説明させていただきます。

17ページを御覧ください。諮問内容につきましては、事業者へさらに自主的取組を促していく制度について検討していくため、本市の現状や他分野の条例との関係性、社会情勢の変化等に合わせた、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例など既制度の見直しでございます。

審議の範囲につきましては、審議事項1、事業者へ求める環境配慮の基本的な考え方の見直しについて、審議事項2、事業者の自主的取組のさらなる促進につながる制度の考え方としまして、各種制度の見直しについてでございます。

18ページを御覧ください。今後の論点でございますが、まずは背景から御説明いたします。背景1としまして、環境マネジメントシステムの制定や企業でのCSRが普及しており、日本国内でも企業の社会貢献・環境配慮への意識が向上してきていると考えております。

19ページを御覧ください。背景2としまして、一定規模以上の事業所が対象となっております環境負荷低減行動事業所の86%が、環境マネジメントシステム等を活用した取組を実施しており、大企業所では環境配慮に関する取組が推進されてきております。

20ページを御覧ください。背景3としまして、先ほどから御説明しております環境配慮書制度は、規制基準が定められていない地球環境項目等に関しましても総合的に審査・指導する総合審査制度として位置づけられている関係で、地球温暖化や廃棄物などの項目も対象になっており、それに伴い項目数が多くなっております。しかしながら、本市でも、平成5年には廃棄物に関する条例が、平成22年には地球温暖化に関する条例がそれぞれ施行されております。

21ページを御覧ください。こちらの事業所数は令和4年度の実績でございますが、環境負荷低減行動事業所60事業所のうち、地球温暖化に関する報告書を市へ提出している事業所は55事業所、廃棄物に関する報告書を市へ提出している事業所が22事業所となっており、重複して市へ提出している事業所も多い状況でございます。それぞれの条例の基準で各事業所の指導が行われている状況となっております。

22ページを御覧ください。以上の背景から、3つの見直しの方向性を検討してまいります。見直しの方向性1としまして、中小事業所における自主的な取組の促進についてでございますが、現状としましては、比較的規模の大きな事業所を対象にした制度設計になっていることから、中小事業所にも環境配慮に自主的に取り組んでいただけるような制度設

計を検討します。

環境配慮書制度につきましては、提出対象を全ての指定事業所に広げる代わりに、様式を簡素化するなど内容を見直すことで、事業所の皆さんに定期的に環境配慮について確認していただく機会を創出していきたいと考えております。

また、環境負荷低減行動計画書制度につきましては、環境行動事業所制度と連動させた制度設計を検討してまいります。環境行動事業所の認定要件の一つに環境負荷低減行動計画書の定期的な作成を加えるなど、環境行動事業所の認定要件の拡大を図り、中小事業所も含めた全ての指定事業所に環境行動事業所へ認定される機会を広げていきたいと考えております。

23ページを御覧ください。見直しの方向性2としまして、他条例との重複解消の検討でございます。現状の環境配慮項目から他条例と重複する項目を削除することと併せて、案としてお示ししております環境配慮項目について、典型7公害を中心とした8項目への見直しを検討してまいりたいと考えております。

24ページを御覧ください。見直しの方向性3としまして、記載方法の簡素化の検討でございますが、環境配慮書制度などは記入式からチェック式へ変更し、設置・変更許可申請書の様式の一つとすることで事業所の負担を軽減してまいりたいと考えております。

こうした見直しの方向性1から3について議論を行い、各制度が規定されている条例・規則等の改正につなげていきたいと考えております。

最後に、第4章、今後のスケジュールについて御説明させていただきます。

26ページを御覧ください。本日、環境審議会に諮問させていただきましたので、部会において具体的な審議をしていただき、来年2月頃には環境審議会から答申をいただきたいと考えております。いただきました答申を基にしまして、令和7年度以降に条例改正の考え方のパブコメを実施するなど、令和8年4月の条例施行を目指して手続を進めてまいります。

説明は以上でございます。

○佐土原会長

御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問があればお願いいたします。いかがでしょうか。それでは、濃沼委員からお願いいたします。

○濃沼委員

I S O 14001については、認定審査に加えて、毎年、更新審査という形で取り組む必要があると思いますけれども、今回の環境配慮書とか環境負荷低減行動計画というのは、どういう形で市が審査をするという方向で考えておられるでしょうか。

○事務局（環境対策推進課長）

御質問ありがとうございます。まず、環境配慮書制度につきましては、実際に事業所さんが施設を設置される場合であるとか変更される場合に、一定規模の事業所さんに提出をいただいているものになってございます。環境配慮項目としましては51項目ございまして、それを事業者さんにチェックしていただく、それを市のほうで確認するというようなつくりになってございます。

環境負荷低減行動計画制度につきましては、一定規模の事業所さんに対しまして義務がかかっておるものなのですが、一度計画を作成していただきますと5年間その計画を実施していただきまして、5年たったときに実績を報告していただきまして、それを市のほうで確認するという取組をしております。

以上でございます。

○濃沼委員

環境配慮書というのは出したまま、それをチェックする仕組みはあるのでしょうか。要するに、最初に出されたときはよろしいと思うのですが、2年後、3年後、出された申請書どおりに実際に各事業所が行っているかどうかという、そういう審査は一切行っていないのですか。

○事務局（環境対策推進課長）

環境配慮書としてお出しいただいた内容につきましては、事業所のほうに職員が立入りをする際に、実際にその取組がされているかというところをチェックさせていただいている状況でございます。

○濃沼委員

それは最初の段階だけですか、それとも、随時入るということですか。

○事務局（環境対策推進課長）

お出しいただくタイミングが、施設を新しく設置する際とか施設が変更になる際、そういった節目のところで提出をされるものになりますので、施設の確認と併せて、そのタイミングで立入りをするという状況でございます。

○濃沼委員

ということは、1回限り。その施設が改良されたときに1回行って、それで、それが一応満足していれば、そのままほったらかしと思ってよろしいですか。

○事務局（環境対策推進課長）

現状のつくりとしては、そのタイミングで立入りをしているということになりますので、毎年チェックするとか、そういったことにはなっていない状況でございます。

○濃沼委員 性善説に立てば、それでよろしいかと思えますけれども、業者さんによっては、これだけ大きな業者さんを対象にすると、最初の段階だけ通ってしまえば、あとは何をしてもチェックがないよと思われてしまう可能性が高いのではないかと思います。その辺はいかがですか。

○事務局（環境対策推進課長）

配慮書制度で提出された段階でも立入りはするのですけれども、それとは別に定期的に計画を立てまして、市のほうでも大気や水の施設に関して立入りをしているところがございますので、一旦チェックしたからといって、その後ほったらかしというふうにはなっていない状況でございます。

○事務局（環境対策部長）

環境対策部長の藤田と申します。この2つの制度の趣旨といいますか、まず環境配慮書制度というのは、事業者さんが届けを出すタイミングで、そのたびに、どういう配慮をす

るかという意思表示みたいなのをしてもらおうというのですかね。こういうものを出してもらうことで事業所さんの意識を変えてもらおうというか、そういう普及啓発的な意味も込めて、自主管理という意識を広めるための配慮書制度というのですか、そういった考え方を持っております。これについては、先ほど見直し案があったように、もっと広げていこうと。中小企業まで広げていけたらいいなと。役所として、ぎしぎしチェックをするということではなく、皆さんの自主的な取組をもっと広げていきたいというところでやっている制度でございます。先ほど出してそれきりかということもありまして、それについては、比較的大規模な事業所のほうで出している環境負荷低減行動計画書、これについては定期的に更新ということもあって、そういったところでチェックをしている。そういった違いを2つ持って運用している制度ということになります。ですので、チェックは大きなところ、小さな一般的なところは、どちらかというところと啓発的な意味を込めてやっているような2つの制度ということになります。

ちょっと追加させていただきましたが、以上です。

○濃沼委員

啓発を中小企業まで拡大していくという御理解でよろしいですか。今まで限られた事業所だったものを、さらに啓発をもうちょっと小さい事業所まで拡大してやっていこうということではよろしいのでしょうか。

○事務局（環境対策部長）

環境配慮書の事業所の対象を広げていこうというのはそういうところです。さらに、ぎしぎしチェックをするという目的ではございませんので、書式も簡単にして、こういう管理方法があるのだよということを、そのチェックをする中で中小企業の方にも知ってもらい、そういった意味合いでやるということになります。

環境負荷低減行動計画書を任意提出として全部広げていこうというのは、もう一つの環境行動事業所の認定制度というのがありまして、その制度の要件が今まで厳しかった。ISO14001取得とかが要件になっているように厳しかったものを、環境負荷低減行動計画書を出すことによって認定の要件にしようということで、環境負荷低減行動計画書の対象を広げるとともに認定もしやすくしよう。その認定をすることによって、事業者の方は、認定されたことで対外的にも環境に配慮しているというアピールができるようになる

る。この3つの柱で今回促進を検討したいということでお示ししているところでございます。

○濃沼委員

制度をつくるというか、仕組みをつくっていくということは、結果がどういうふうになるかを想定しないといけないと思うのですよ。事業所を拡大したから、それによって環境改善がされたというのだったら、それはよろしいのですけれども、緩めたことによって、事業所を拡大しましたが、結果として環境はよくなっていませんでしたら、やっている意味が全くないわけですよ。その辺はこれから部会で審議していくことになると思いますけれども、その辺のところを十分市のほうも考えていただきたいと思うのです。

○佐土原会長

ありがとうございました。御意見として承って、また検討にいろいろ配慮いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、時間も限られていますので、今、手を挙げられている方も含めて、質問を全部受けた上で、回答をまとめてやっていただくという形で進められればと思います。先ほど篠倉委員が挙げられていましたので、篠倉委員の後に藤野委員と藤倉委員、3名でよろしいでしょうか。それでは、よろしくお願いいたします。

○篠倉委員

今回から市民委員にならせていただいた篠倉と申します。風邪を引いておりまして、もう少し声はましなのですが、ちょっと聞き取りづらいところで申し訳ございません。私から質問が2点ございます。

1点目ですけれども、途中でアンケートを取られたという内容があったかと思います。そこで書かれた中身として、作業量や煩雑さに課題が集中しているということですか、あと取得のメリットがないとかということが書かれていて、私もふだん一般企業に勤めておりまして、川崎市に事業所もありますので、多分対象となっている企業に勤めている身からしたときに、こういうのが下りてきて、やらなければいけないという立場から考えていったときに、今、3つ方向性があったかと思うのですが、中小企業に対象を広げることが、指摘されているアンケートに対してのどういう課題解決なのかなというところ

が分からなかったのです。もう既に、大規模のところであっても、嫌だ、ちょっと困るなと言っている部分に対して、簡素化するとはおっしゃっていましたが、なぜそれを中小に広げるのかが分からなかったということが1点目です。

もう1点が、取得することのメリットが見えないというのはもう既に声として上がっていて、先ほどそれがアピールにつながるというお話もありましたが、どの辺がどうアピールなのかというのが私もよく分からなくて、会社員として、そういう項目が下りてきたときに、ヒエラルキーでエクセルがバーッと展開されるのですよ。いつまでにここを埋めて戻せというのを今度また上げて集約していく、そのことに対して残業をすることもあると思いますし、エネルギーも使いますよね。本当にそれをやることが、1個1個が意味があることなのかというのはとても疑問に感じます。これ以外にもやる仕事は大量にできていて、日本の規格だけではなくて、海外の規格に対しても対応しなければいけないという状況がある中で、仕事が増える一方、減るものが一切ない。やらなければいけないとは思っていますけれども、これをやるのが本当に意味があるのかというのは疑問を感じながら、降ってくるのかなと思いながら聞いておりました。

すみません、以上です。

○佐土原会長

ありがとうございました。それでは、藤野委員、お願いいたします。

○藤野委員

ありがとうございます。お二人の意見にかなり近いのですけれども、この制度ができ上がっていくに当たって、結構時間がかかって積み上げてつくっていったところがあるのではないかなと思います。なので、部会でこれを議論されるときには、たしか與本副会長も部会のメンバーに入られていると思うのですが、今までの経緯も一度整理しながら、果たしてこの制度は何のために——市民なり、現場の大気・水の環境をよくするというのがまず第一にあると思うのですけれども、そちらにかなうかどうか。それに応じて聞く項目を減らしていくとか、最初のところの入り口を間違えないように、手間を減らすために、結局、おっしゃっていただいたように現場の状況が悪くなったら意味がなくなってしまうので、そこら辺をしっかり整理して部会で議論していただけたらと思います。

あと、最初の御説明で、市民実感が十分でないというようなアンケート調査も出ていま

したが、今後、入っていく中小企業の人が努力して市民実感が高まるかどうかの因果関係
というか、もちろんそこは大きな要素に関わるかもしれませんが、それ以外の理由
で市民の方はそれに対して満足していないかもしれませんので、そちらのほうは、目標の
ところのどの数字を低くするとか、そこはちょっと整理して、一方で、市役所としては、
市民実感がなぜ高まらないのかというところについては、市役所なりでももうちょっと深
く調査をして、場所によってこの不満が高まっているところもあるかもしれませんので、
そこは切り分けてやらないと結果としてつながっていかなくて、一方で負担ばかり増やさ
れて困るなということになるかもしれませんので、そちらのほうもちょっと御考慮いた
けたらと思います。

私からは以上です。

○佐土原会長

ありがとうございました。それでは、藤倉委員、お願いいたします。

○藤倉委員

2点ございます。1つは、メリットが感じられないと事業者の方がおっしゃられている
ということですが、例えば、川崎市さんのいろいろな部局で入札をするときの要件
などに、ISOであるとか、この川崎市としての計画を出しているところは優遇するとい
ったような具体的なメリットを与えているのであれば、ぜひ御紹介いただきたいと思いま
す。

2つ目は、今回この諮問が、今後の大気・水行政における事業者の自主的取組のあり方
ということですが、先ほどの御説明でも、大気・水のためだけではなくて、事業者
さんは、一般廃棄物の多量排出であるとか、温室効果ガスであるとか、いろいろな件に取
り組んでいて、それこそ環境マネジメントシステムというのは全方向にやっているもので
ございますので、大気・水行政にとどまらない事業者の自主的取組をどうするかというこ
とが議論の対象なのではないかなと思いました。諮問がこれで合っていて、それに対し
て、大気・水を越えたところを答申ができるのかなという、ちょっと行政的なところで見
込みを教えていただければと思います。

以上です。

○佐土原会長

ありがとうございました。それでは、事務局からよろしくお願いいたします。

○事務局（環境対策推進課長）

まず、お一方目ですけれども、中小に届出義務を課すことに対する意味があるのかというところになるかと思いますが、今まで行政のほうでは、法や条例の規制によりまして環境改善に取り組んでまいりまして、環境が大分よくなってきた状況でございます。ただ、まだ一部、基準を達成していないような状況もございますので、今後、さらに環境をよくしていくというところで、企業の皆様に環境配慮に対する意識をお持ちいただいて、規制ではない手法によりまして、さらなる環境の改善を目指していきたいということで、対象の幅を広げて環境配慮書の提出をお願いしたいと考えてございます。

その際に、やはり企業様の負担ということが大きな課題になってくるかと思うのですが、そこにつきましては、今現在の提出の様式がかなり煩雑であったりということもございますので、そういったところがクリアできるように、簡素化したチェックをしていただけるような様式にして、御負担にならないような配慮をしていきたいと思っております。

次が環境行動事業所の具体的なメリットということでよろしかったでしょうか。今現在、環境行動事業所に認定されますと、まず一部の届出が免除になるということがメリットとして挙げられます。あと、環境行動事業所に認定されているということ自体が、事業者様に聞いた話によりますと、市に認めてもらえていることを市から公表してもらいうということもメリットの一つだというふうには伺っておりまして、今現在もホームページでは公表させていただいているところでございます。ただ、現状のメリットが十分足りているかというところ、そういうわけではないと私どもも課題としては思っているところでございますので、今後の検討の中で、どういったことが事業者さんにとってのメリットになるかを検討させていただければと考えております。

何のためにこの制度をつくるのかといったところは、環境をよくするということですが、入りを間違えないように、ちゃんと整理してということで御意見をいただいたところでございます。それにつきましては、いただいた御意見を踏まえまして検討させていただければと思っております。

市民実感が十分でないということについてですが、中小企業の努力がそのままつながる

のかといったところの御質問があったかと思います。市民実感につきましては、大気・水環境計画のほうでも取組の一つ、実感向上ということで取組のほうには挙げさせていただいてございます。今回、さらなる環境改善を目指すという意味で、中小企業の方にも環境配慮の意識をお持ちいただきたいということで、今回の諮問に上げさせていただいているところでございます。今後も市民実感の向上につながるような取組を意識しながら検討を進めていきたいと思ってございます。

次が、メリットは何か、具体的にどんなものかというところでお話をいただいていたかと思います。例として市の入札要件にしたかどうかといったようなアドバイスもあったかと思います。今現在のメリットは先ほども申し上げましたとおりでございまして、十分に足りている状況ではございませんので、今後、事業者の皆様にもメリットを感じていただけるような取組を検討していきたいと思ってございます。

あと、行政における自主的な取組は大気・水だけではなくて、ほかの分野にもまたがっているというところで、諮問はここにとどまらないのではないかという御質問があったかと思います。今回、公害に関する条例の見直しを目指して諮問をさせていただいているところでございまして、今回の諮問内容には公害の分野の見直しの内容を挙げているところでございます。その他の取組につきましても、市としましては、脱炭素であるとか、廃棄物であるとかといったところで、それぞれの部署で取組をしているところでございます。今回の諮問に関しては、大気・水に関する自主的な取組ということで検討させていただければと思っております。

以上でございます。

○佐土原会長

どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。今の回答について、何かありますか。

○篠倉委員

御回答ありがとうございました。篠倉ですけれども、ちょっと意地悪な質問になってしまいかもしれないのですが、先ほど私の質問に対して、中小企業にという点で、今まで大規模な事業所でやってきて、環境がよくなってきているというお話があったと思うのですが、今回のこの取組と環境がよくなってきているという因果関係ってどのぐらいあるの

かしらと聞いていて思ってしまった。こういった書面を出すとか認定されるということと環境がよくなっているということ——私は市民として環境がよくなっていると全然思っていないのですね。私は、ほぼ毎日ごみ拾いをしていて、吸殻もごみも本当に汚いのですよ。川崎市高津区ですけれども。なので、全然実感がないです。会社として何かというものも必要かもしれないのですけれども、一人一人のことなのではないかなという気持ちのほうが強くて、よくなっているとおっしゃっていることが肌実感として全くないところからすると、皆さんの貴重なお時間を使ってこういうことをやられる。今後ずっと続くわけですね。そこに対して本当に意味があることをやっていただきたいと思って申し上げました。すみません。

○事務局（環境対策推進課長）

ありがとうございます。いただいた御意見を踏まえまして、検討のほうに生かしていきたいと思います。

○佐土原会長

寺園委員、手短にお願いいたします。

○寺園委員

寺園です。時間もあれなので、コメントですけれども、市側で考えられていることと、市民実感という話と、あと企業目線というところと、やっぱり見ているところが少しずつずれているところもあるかなと思っています。今日の最初の御説明を伺ったときは、資料もすごく整っているし、よくできているなど。この方向性もよく分かったのですけれども、やっぱり議論しているといろんな問題があぶり出されてきますし、今、公害防止等生活環境の保全に関する条例という、この言葉自体も、ひょっとすると見直すタイミングになっているかもしれないと思います。大気・水だけでいいのかとか、脱炭素、廃棄物を含めた環境マネジメントシステムで既に企業で対応されている中で、この立てつけで本当に大丈夫かということはあるので、部会のほうで少し広い目線で議論いただいて、企業、市民の方からもうまく意見を取り入れていただいて、割と抜本的なところも含めて、効果と、今日は性善説でいいのかという、ちょっと相反する問題もありますし、平場で広く議論いただければいいなと思いました。

以上です。

○佐土原会長

ありがとうございました。それでは、よろしいでしょうか。いろいろ御意見をいただきましたので、幅広い視点からもう一度見直しつつ、これを議論いただきたいということだと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。熱心な議論ありがとうございました。

それでは、事務局から取扱いについての説明があるということで、資料２－３の御説明をお願いいたします。

○事務局（企画課長）

事務局でございます。それでは、端的に御説明させていただきます。画面共有ができておりませんので、申し訳ございません。オンラインで参加の皆様は資料２－３をお開き願います。部会の設置、諮問の付議及び決議についてでございます。今回の案件につきましては、専門的な内容でございますので、こちらに記載の規定がございますとおり、部会として大気や水などの環境保全部会を設置するとともに、具体的な内容につきましては同部会に付議することといたしまして、最終的には、その審議結果を踏まえて審議会に御報告をお願いしたいと考えております。

部会の委員の候補につきましては、下の表に記載の皆様方をお願いしたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○佐土原会長

ありがとうございました。ただいま説明がありました部会の設置についてですけれども、御意見等はございませんでしょうか。

それでは、御賛同いただけるということでしたら、事務局案にありますとおり部会を設置して、私から部会委員を指名したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議がないようですので、部会の委員をこの資料のとおり指名させていただきます。ありがとうございました。

それでは、これからこの部会を設置して議論いただくということで、審議をよろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に参りたいと思います。議題の2です。「川崎市一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方について（諮問）及び資源循環部会の設置について」、議事に入りたいと思います。

初めに、事務局から諮問について説明を受けたいと思います。事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局（廃棄物政策担当課長）

環境局廃棄物政策担当の山田でございます。よろしくお願いいたします。

では、資料3-1を御覧ください。諮問の趣旨のところを御覧いただければと思います。本市においては、平成28年3月に「地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして」を基本理念として策定した「川崎市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民・事業者・行政が一体となった取組を推進してきました。

この間、脱炭素化への対応や新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化等に伴うごみの量・質の変化に対応するため、具体的な施策を定めた行動計画を策定し様々な施策を推進した結果、市民1人1日あたりのごみ排出量は、基本計画の目標年度より前倒しで達成しており、他の目標についても概ね達成が見込まれるなど、一定の成果をあげてきています。また、令和4年3月に産業廃棄物処理指導計画を策定し、事業者の適正処理及び減量・資源化等の取組を推進しています。

一方、第5次循環型社会形成推進基本計画の議論が進められており、資源循環のための事業者間連携の重要性など、循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくりが謳われており、一般廃棄物と産業廃棄物の一体的な取組がより効果的であると考えているところ です。

ついては、これまでの成果及び社会状況の変化等を踏まえつつ、令和7年度までの現行計画に代わる、令和8年度を始期とする新たな基本計画の改定の考え方について、貴審議会の専門的かつ広い見地に立った御意見を伺うものです。

続きまして、資料3-2「川崎市一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方について」を御覧ください。

3ページをお開きいただきまして、今回、2つの計画を改定するものでございまして、

1つ目が家庭系ごみなど市に処理責任のある一般廃棄物に関する一般廃棄物処理基本計画と、2つ目としまして事業者処理責任のある産業廃棄物に関する計画となります産業廃棄物処理指導計画の2つになっております。

なお、2021年度、産業廃棄物処理指導計画に係る答申の中におきまして、プラスチック資源循環や災害廃棄物の状況を踏まえ、将来的には一般廃棄物と産業廃棄物を合わせた施策の検討も必要という答申をいただいておりますので、そういった答申を踏まえまして、下の※で記載しておりますが、一般廃棄物と産業廃棄物を合わせた施策を内包した計画にしていくことを検討してまいりたいと考えております。

続きまして、5ページを御覧ください。一般廃棄物処理基本計画の概要となっております。まず、計画の目標としましては2つありまして、1つ目が1人1日ごみ排出量10%削減と、2つ目にごみ焼却量4万トン削減とございまして、施策の体系としましては、基本理念と方針の下、5つの基本施策と61個の具体的な取組を行動計画で位置づけているものでございます。

次のページに参りまして、産業廃棄物処理指導計画の概要になりますが、計画目標が4つございまして、1つ目としまして排出量250万トン、2つ目として再生利用率32%、3つ目としまして廃プラスチック類の再生利用率71%、4つ目として最終処分量4万3000トンを目指しております。

体系としましては、基本理念の下、4つの施策の柱と8つの個別施策を設定しまして、さらに各個別の施策の下に30の具体的な取組を設定しております。

8ページを御覧いただきまして、一般廃棄物の収集処理体制になっておりますけれども、計画期間前の2015年度から2023年度の変更点を記載しております。

下に主な取組を記載しておりまして、1つ目として、市内に5か所あった生活環境事業所を統廃合することで4つの生活環境事業所に移行しておりまして、地域包括ケアシステムとの連携など、事業所の機能を強化してきているところでございます。また、2つ目としまして、浮島処理センター運転操作業務の夜間と、大規模集合住宅など一部地域における普通ごみ収集運搬業務についても委託化を進めてきているところでございます。

次のページに参りまして、一般廃棄物の主な処理施設を表で示してございます。市内に4つある焼却処理施設のうち、1か所は休止・建て替えを行い、残りの3か所を稼働する3処理センター体制で運営を行っております。また、今年の4月から橘処理センターの本格稼働と、浮島資源化処理施設でプラスチック資源の処理を開始しているところでござい

ます。

次のページに参りまして、一般廃棄物の主な取組になります。基本施策Ⅰの「環境市民」をめざした取組としましては、ごみの出し方など様々な情報を提供する川崎市ごみ分別アプリの開始であったり、G I G Aスクール構想に対応して社会科副読本「くらしとごみ」のデジタル版の作成などを行っております。

また、基本施策Ⅱとしましては、ごみの減量化・資源化に向けた取組としまして、プラスチック製容器包装とプラスチック製品の一括回収の開始を今年度川崎区から実施しております、2026年度には全市展開する計画であります。

次のページに参りまして、白丸2つ目の基本施策Ⅳ、健康的で快適な生活環境づくりの取組としましては、一時多量ごみの制度の開始であったり、資源物等の持ち去り対策の強化を行ってきております。

また、次の基本施策Ⅴ、脱炭素社会・自然共生社会をめざした取組としましては、かわさきプラスチック循環プロジェクトを設立しまして、ペットボトルの水平リサイクルのほか、その他のプラスチック資源循環に向けた様々な取組を推進してきているところでございます。

次のページに参りまして、産業廃棄物の主な取組になります。施策の柱Ⅰ、脱炭素化の推進としまして、処理業者の事業計画の見直しや産業廃棄物処理施設の設置・更新、新規事業の事前相談等の機会を捉えて国の補助金に関する情報等の提供を行うなど、高度リサイクル処理施設の設置を進めてきております。

また、白丸2つ目の施策の柱Ⅱ、災害・緊急時の廃棄物対策としまして、一番下の下線部になりますが、BCPの作成ガイドラインを作成・提供し、事業者の業務継続体制の構築支援を行ってきております。

次のページに行きまして、施策の柱Ⅲ、3R・適正処理の推進としまして、排出事業者指導として処理センターで実施する廃棄物の内容審査に基づきまして、事業系一般廃棄物にプラスチック等の産業廃棄物が混入されないよう指導・監視を行っているところでございます。

次のページに参りまして、施策の柱Ⅳ、環境保全意識の向上としましては、産業廃棄物についての市民向けパンフレット「知っておきたい産廃のこと」などを作成するとともに、各種広報媒体を活用しまして産業廃棄物に関する施策等の広報を行っているところでございます。

16ページを御覧ください。一般廃棄物の基本計画の目標でございますが、1人1日当たりのごみ排出量につきましては、2022年度の実績値としまして858グラムとなっております。2025年度の目標値を達成している状況でございます。

下の考察を御覧いただければと思いますが、家庭系ごみの排出量につきましては、コロナ感染症の影響により一時増加傾向にございましたが、市民との協働による取組による減量化であったり、容器包装の軽量化、また、生活スタイルの変化、ペーパーレス化の影響によりまして減量化が進んでいるという状況でございます。

次のページに参りまして、一般廃棄物の目標の2つ目、ごみ焼却量でございますが、2022年度の推計値35.3万トンに対しまして、実績値として34万トンと下回っております。人口につきましては増加傾向にありますけれども、着実にごみ焼却量の削減は進んでおりまして、2025年度の目標達成を見込んでいるところでございます。

次のページに参りまして、一般廃棄物の行動計画の目標になりますが、プラスチック製容器包装の分別率になります。2022年度の実績値としましては40.5%となっております。2025年度の目標値45%に向けまして、今年度から開始しましたプラスチック資源一括回収の取組を進めまして達成を目指してまいりたいと考えております。

次のページを御覧いただきまして、市の焼却施設から出る温室効果ガス排出量になっております。2022年度は16.8万トンとなっております。内訳としまして、廃プラスチックを焼却することによるものが8割、また、合成繊維を焼却することによるものが1割となっております。この両方を減らしていくことが重要と考えております。

続きまして、20ページを御覧いただきまして、産業廃棄物の排出状況になります。産業廃棄物の排出量につきましては年間255万6000トン、最終処分量は年間6万8000トンとなっております。長期的には減少傾向にございます。種類別の内訳としまして、汚泥の排出量が最も多く64.9%、また、業種別の内訳としましては、電気・水道業、製造業、建設業の3業種で98%を占めております。

次のページに行きまして、引き続き排出状況になりますけれども、産業廃棄物は広域的に処理されておりました。多くの中間処理業者が存在する本市におきましては、市外からの搬入も多くなっておりまして、市外からの搬入量が216万2000トンと、市外への搬出量59万9000トンに比べまして3.6倍という状況にございます。

続きまして、23ページを御覧いただきまして、生活排水処理の計画になりますけれども

も、こちらも法令で策定が義務づけられておりまして、一般廃棄物処理基本計画の中で策定しております。基本方針として2つございまして、1つ目がし尿等の適正な処理の実施、2つ目が災害時も含めた安全・安心な収集処理の実施となっております。近年の動向としましては、下水道普及率99.5%になっておりまして、し尿収集量、浄化槽汚泥収集量ともに、ほぼ横ばいの状況となっております。

続きまして、25ページ、国の動向になりますけれども、各種計画の主なポイントとしまして、3R推進と資源循環の強化、また、カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、多種多様な地域の循環システムづくりなどがポイントとなっております、こういったことも踏まえて計画の改定を進めていく必要があると考えております。

最後、27ページ、検討の方向性になりますけれども、主な課題・検討の視点等としまして4つ挙げておりまして、1つ目として、より一層のごみ減量・資源化の促進や安定的かつ効率的・効果的な廃棄物処理体制の構築、2つ目として、2050年のカーボンニュートラルやSDGsの達成に向けた廃棄物処理に係る脱炭素化やプラスチック資源循環の推進、3つ目として、少子高齢社会の到来やライフスタイル変更など社会状況の変化に伴い多様化する市民ニーズを踏まえた取組、4つ目として、循環経済・循環型社会の実現に向けた一般廃棄物・産業廃棄物の連携強化が必要と考えております。

検討の方向性としてしましては、廃棄物処理を取り巻く社会状況の変化を捉えた中長期的な目指すべき方向性を取りまとめまして、市民・事業者・行政がこれまで以上に連携していくために、一般廃棄物と産業廃棄物の一体的な取組がより効果的と考えておりますので、次期一般廃棄物処理基本計画につきましては、本市総合計画等の諸計画との整合を図りながら、産業廃棄物など一体的な取組が効果的な施策も含めた計画を策定してまいりたいと考えております。

右に構成イメージとしてしまして、10年を期間とする基本計画に加えまして、期間を3～4年とする具体的施策をお示ししました行動計画、この2本立ての構成を考えております。

御説明については以上でございます。

○佐土原会長

御説明ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問があれば御発言いただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。森脇委員、お願いいたします。

ほかに御意見のある方がもし現時点でありましたら、一応手を挙げておいていただきたい

と思いますが、いかがでしょう。では、飯田委員がオンラインで、森脇委員の次に飯田委員ということで、よろしくお願いいたします。

○森脇委員

市民委員として参加しております森脇と申します。よろしくお願いします。

説明のありました18ページには、プラスチック製容器包装の分別率が目標に届いていないことが示されていますが、その考察・評価のところで、川崎区から順次開始するプラスチック資源の一括回収の取組で達成を目指すと書いてあることがすんなり理解できません。プラスチック製容器包装の分別率達成のために、今まで回収していなかったプラスチック資源を回収することを対策とするのは話がすり替わっているのではないかと理解いたしました。もし間違っていたら指摘してください。分別率をどうやって求められているのか私は分かりませんが、分別率がなぜ届いていないのか、それを上げるためにどうすればいいのかに取り組むことがまず本筋であって、その上で別の取組としてプラスチック資源の一括回収というのはぜひ推進していただきたいと思っているというところです。よろしくお願いいたします。

○佐土原会長

ありがとうございました。それでは、飯田委員、よろしくお願いいたします。

○飯田委員

御説明どうもありがとうございました。簡単な自己紹介ですが、飯田晶子と申します。東京大学で都市計画、中でも緑を専門にしております。前任の横張先生より引き継ぐ形で、今期より委員を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

質問というよりもコメントになるのですが、25ページ目を示していただいてよろしいですか。25ページ目の丸の3つ目、多種多様な地域の循環システムづくりで、特に2つ目の住民・事業者等と連携し、循環資源を各地域・資源に応じた最適な規模で循環させる仕組みづくりというところに関連するかなと思うのですが、私の専門である都市の緑の観点から言いますと、最近、緑のごみ、英語でgreen wasteというのが結構キーワードになってきているのですが、緑の廃棄物をどのように適切にリサイクルしていくかというのが課題になりつつあります。

これは川崎ではなくて東京のほうで研究した内容になるのですけれども、東京にも川崎にもたくさん農家さんがいらっしゃいますが、農家さんが江戸時代から緑の廃棄物プラス食品廃棄物を堆肥利用されているというのを脈々と受け継いでいらっしゃって、川崎市の農家さんたちもたくさんやられていると思うのですけれども、それは統計には全く載ってきていないですし、個々の農家さんたちが個別にやっていることなので全体像がなかなか見えてきていないものだと思いますが、東京の練馬区で調査させていただいたところ、3分の1の農家さんが、まだまだ緑の廃棄物のリサイクルはたくさんやられているという実情が見えてまいりました。

これはいろんなメリットがあるのですけれども、もちろんごみの減量にもなりますし、すごく小さな規模での循環ができるというのが大きいのですが、それがゆえに、ここで書かれている住民が、あるいは事業者さんが非常に参加しやすい。廃棄物の問題というのは住民参加がなかなか難しい分野かなと思うのですが、緑や食品の廃棄物を農地で堆肥化していくということに関しては、住民や地域の事業者さんが非常に参加しやすいような仕組みで、すごく特色ある、いいやり方だと思うのです。なかなか全体像が見えてきていないというのはあると思うのですけれども、この計画の改定を考えていくときに、ぜひその視点も入れていただけるとありがたいと思いました。せっかくこの環境審議会に廃棄物の担当の方と緑の担当の方もいらっしゃるの、それがしやすい環境にあるのではないかなと思うので発言させていただきました。これはコメントになります。

○佐土原会長

どうもありがとうございました。ほかには現時点ではよろしいでしょうか。それでは、事務局から回答をよろしくお願いいたします。

○事務局（廃棄物政策担当課長）

まず1つ目、18ページのプラスチック製容器包装の分別率の御質問でございますけれども、プラスチック製容器包装の分別率が上がらない理由の一つとして、こういったプラスチックがプラスチック製容器包装になるのか、ならないのかというところが少し分かりづらいたった意見がございまして、今回、そういった意味ではプラスチック資源ということで、プラスチック製品とプラスチック製容器包装も併せて回収するということで、市民の方が分かりやすくお出しただけということになってくると考えております。

令和３年度と令和４年度にプラスチック資源を一部地域から回収する実証事業をやっております。その中で、プラスチック製品に加えて、プラスチック製容器包装の収集量も若干上がったところがございます。今回、より分かりやすくプラスチックを回収するという取組で、プラスチック製容器包装の収集量自体も増えていくというところを見込んでおります。今回このような記載をさせていただいているところでございます。

２つ目、コメントでいただきました緑のリサイクルにつきましては、川崎市でも生ごみの堆肥化、また、それを農家さんのほうに持って行ってという取組をしております。そういったところも今回の改定の中で併せて検討をさせていただければと思っております。コメントありがとうございました。

以上でございます。

○佐土原会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。ほかに御意見等はございますか。

特にないようですので、それでは、諮問の取扱い等について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（企画課長）

それでは、資料３－３をお開き願います。先ほどの大気と水の部会と同じですけれども、上段のほうに部会の設置、諮問の付議及び議決について御案内させていただいております。重複する部分がございますので、内容は割愛させていただきます。

また、部会の委員の候補につきましては、こちらの表に記載のとおり、８名の委員の皆様をお願いしたいと考えているところでございます。

雑駁ですが、説明は以上でございます。

○佐土原会長　ありがとうございます。何か御質問等がありますでしょうか。

特にないようでしたら、ただいま事務局から説明いただいた部会の設置等について、皆様の賛同をいただけますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。それでは、この部会を設置しまして、部会委員は私のほうから指名をするということにさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございました。それでは、資源循環部会を設置しまして、部会委員を事務局案のとおり指名することとさせていただきます。

資源循環部会の皆様には、部会での審議をよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

本日の議題については以上ですけれども、委員の皆様から、その他、何かありますでしょうか。

特にないということでしたら、司会のほうは私からまた事務局に戻させていただきます。どうもありがとうございました。

○事務局（環境局総務部長）

佐土原会長、ありがとうございました。

それでは、閉会に当たり、建設緑政局長が急遽来られなくなってしまいまして申し訳ございませんけれども、建設緑政局の総務部長、櫻井部長から御挨拶を申し上げますので、よろしくお願いします。

○建設緑政局総務部長

ただいま御紹介をいただきました建設緑政局総務部長の櫻井でございます。今、司会からありましたように、福田局長が直接皆様に挨拶をさせていただくところだったのですが、他の公務がございまして急遽欠席をさせていただきまして大変申し訳ございません。私のほうから代理で御挨拶させていただきたいと存じます。

本日は、お忙しい中、長時間にわたりまして御審議をいただきまして誠にありがとうございました。建設緑政局は、環境行政において、主に緑に関することを担っているところでございます。昨年度の審議会でも概要を御報告いたしましたが、市制100周年の象徴的事業でございます全国都市緑化かわさきフェアをいよいよ今年開催するところでございます。全国都市緑化かわさきフェアは、富士見公園、等々力緑地、生田緑地の3つのコア会場のほか、市内各所において、地域の特色を生かしたイベントを通じて、次の100年にもつながるような新たな緑の文化を育んでまいりたいと思っております。

また、令和9年度には、本市の緑行政の道しるべとなる緑の基本計画の改定を控えておりまして、来年度から検討作業に着手する予定でございます。改定に当たりましては、本

審議会にて御審議、御助言をいただく予定でございます。委員の皆様にはくれぐれもよろしく願いをいたします。

甚だ簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○事務局（環境局総務部長）

それでは、これをもちまして令和6年度第1回川崎市環境審議会を終了いたします。委員の皆様、ありがとうございました。

—閉会—